

業務委託仕様書

- 1 委託業務の名称
鳥取県重複・多剤対策事業に係る委託業務（以下「業務」という。）
- 2 委託期間
契約日から令和3年3月19日（金）まで
- 3 事業実施目的
健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、市町村ごとの健康づくりを一層推進することを目的として鳥取県重複・多剤対策事業を実施することとし、重複・多剤服用者（国民健康保険被保険者に限る。以下、同じ。）の状況分析を行った上で、薬局・医療機関に相談することを促すことが必要な者に対し服薬情報をお知らせすることにより、健康の保持増進、医薬品の適正使用を推進する。
- 4 業務内容
県は、鳥取県重複・多剤対策事業について、効果的・効率的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等に事業の実施に係る業務を委託することとし、その業務内容は次のとおりとする。
 - (1) データ分析及び対象者抽出業務
通知書発送月の4か月前～7か月前までの4か月分のレセプト情報から以下の抽出条件で対象者を抽出し、分析する。
【抽出条件】
 - ・月14日以上の内服薬を、2医療機関以上から、合わせて6種類以上処方されていること。
 - ・がん、精神疾患を推測する医薬品は除外すること。
除外理由：レセプト情報だけでは、服薬情報通知の相手方が病名を告知されているか不明であり、服薬情報通知で知らせることで、対象者の病状等を悪化させてしまうことを防ぐため。
 - ・次の医薬品が含まれていること。
効果が重複する医薬品、相互作用の可能性がある医薬品、慎重投与が必要な医薬品、副作用の可能性がある医薬品
 - (2) 通知書作成業務
(1)で分析された結果を基に以下の仕様により、通知対象者リスト及び通知書を作成の上、通知対象者への通知書の送付及び別記で定めるそれに付随する業務を行うこととする。
【通知書作成業務の仕様】
 - ・通知対象者は、65歳から74歳までの国保被保険者とし、抽出日時点での資格喪失者及び送付先が県外の対象者は除外すること。
 - ・通知件数は、6,500件（国保被保険者のうち、5%を想定）とする。ただし、重複・多剤服用者の分析の結果、通知件数を変更する可能性がある。
 - ・通知後の効果測定は、通知された被保険者の所属する市町村が行うこととし、対象者リストを送付する。
 - ・上記の他、この業務の詳細は別記のとおりとする。
- 5 留意事項
 - (1) 業務実施に当たり必要となる備品
 - ア 設備・機材は、特に指示がない限り、受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
 - イ 業務により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに業務により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、平成20年厚生労働省告示第384号補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間に定める期間を経過するまで、県の承認を受けずに業務の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
 - ウ 県の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - エ 業務により取得し、又は効用の増加した財産については、業務完了後においても善良な管理者の

注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (2) データの受け渡し
 - ア データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等に要する費用については、全て受託者の負担とする。
 - イ データの受け渡しは、委託者の執務室において直接行う方法又はセキュリティ機能が附帯された配送方法とする。
 - (3) 契約金額は、重複・多剤服用者の分析の結果、通知件数が確定した後、額の増減もあり得るため、見積に当たっては、実績金額を確定できるよう通知件数1件当たりの単価を明示すること。
 - (4) 委託料は、精算払とする。
- 6 再委託の制限
- (1) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
 - (2) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ県の承認を得なければならない。ただし、契約の主要部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる再委託については、この限りでない。
 - ア 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - イ 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
 - ウ パソコン、サーバ等のリース・レンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - (3) 県は、(2)の承認をするときは、条件を付することができる。
- 7 権利関係
- (1) 業務による出版権及び著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
 - (2) 所有権等について
 - ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 制作物に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて県に帰属することとし、制作物の作成に当たっては、他の者が所有する著作権の使用についてその者の承諾を得ていること。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- 8 情報等の取扱い
- (1) 受託者は、業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
 - (2) 業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。
 - (3) 業務は個人情報を取り扱うため、受託者は一般社団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、若しくは同等の第三者評価を受けた法人であること。(申請中又は法人認定ではない資格(個人が有する個人情報保護士)は対象外とする。)
 - (4) セキュリティ体制
 - ア 作業場の分割
業務に係るデータを保管するサーバーの設置場所と通知書の作成場所を分けて行うこと。
 - イ データ保管場所の施錠
受領したデータは保管庫に入れて施錠し、データを格納しているサーバーを施錠できる作業場所に設置すること。
 - ウ 入退管理の徹底
各作業場への入室には、指紋認証等による入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。
 - エ データ持ち出しの禁止
 - (ア) 作業場への私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を実施することとし、作業に使用する端末は、インターネット回線等の外部回線とは接続しないこと。
 - (イ) 作業に使用する端末を保守点検する際にも個人情報の取扱いについては、最新の注意を払うこと。
- 9 損害賠償
- 受託者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 1 0 完了報告及び検査
受託者は、業務の完了と同時に県に業務完了報告書（任意様式）を提出し、県の検査を受けるものとする。
- 1 1 合意管轄裁判所
業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取県鳥取市を管轄とする裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権実用新案権などの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。
- 1 2 協議
受託者は、必要に応じて、県と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。
なお、詳細は打合せによる。
- 1 3 その他
本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項について、県と受託者が協議して定めるものとする。

別記

- 1 通知書の仕様
 - (1) 通知書は、宛名一体のA4判両面1枚でカラー刷りとし、高齢者にも配慮したユニバーサルデザインで作成すること。
 - (2) 過去4ヶ月分の医科・調剤レセプトに記載されている医薬品を医療機関・調剤薬局単位で出力すること。
 - (3) 同じ医療機関・調剤薬局から同じ医薬品が複数処方されている場合は、調剤日付が最新の医薬品のみを出力すること。
 - (4) 医療機関・薬局が処方内容検討結果を記載できる自由文言欄を設けること。
 - (5) 通知書には、電話対応できる受託者の問合せ先を記載すること。併せて、県及び市町村名の担当課名のみを記載すること。
- 2 通知書の送付方法
 - (1) 郵送用封筒は、宛名が見える窓空き封筒とし、開封しやすいように工夫されていること。
 - (2) 重複服用・多剤投与対策に関する知識や見識のある団体が作成したリーフレットを同封できること。
 - (3) 誤封入、誤送付を防止するために以下の対策を講じること。
 - ・封入物が漏れなく入っていることを確認するため、封入後封筒の厚み検査を行うこと。
 - ・作業履歴の把握をするため、作業工程のカメラ撮影や作業履歴の記録をすること。
 - ・被保険者の氏名、性別、生年月日などで本人を特定すること。
 - (4) 通知書の封かんなど、発送に係る事務は受託者が行うこと。
- 3 その他
 - (1) 被保険者から寄せられる医薬品に関する問合せに対し、一般的な説明が行うことのできる薬剤師、保健師等を含む専門のスタッフによる電話対応を行い、問合せが集中しても十分に対応できる体制であること。ただし、その対応の範囲は以下のとおりとする。
 - ・医師、薬剤師等からの問合せについては、対応しないこと。
 - ・服薬通知あるいは被保険者データ等、個人情報を見ないこと。
 - ・治療行為に影響を及ぼすなどの内容を含めて、判断すべきでない内容について回答しないこと。
 - (2) 問合せの対応は、通知書の送付日から1ヶ月間とする。なお、問合せ期間中の1週間当たりの日数を5日間とし、1日当たりの対応時間を7時間とする。
 - (3) データ分析結果、通知書の送付者リスト及び通知書の複製データを電子データで納品すること。
なお、併せて、分析の内容及び精度について、客観的に証明等できる書類又は検証例等の成果物等を提出すること。
 - (4) 効果測定は、通知された被保険者の所属する市町村が行うため、通知した市町村に対象者リストを送付すること。